平成七年政令第四百九号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）附則第四条第六号（同条第七号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第七条第二号及び第三号（これらの規定を同法附則第十三条第二号イにおいて準用する場合を含む。）、第十条第二号並びに第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において、「旧法契約」、「二年法契約」、「区分掛金納付月数」、「一部施行日前区分掛金納付月数」、「旧最高掛金月額」、「計算月」とは、それぞれ中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一号に規定する旧法契約、同条第二号に規定する二年法契約、同条第三号に規定する区分掛金納付月数、同条第四号に規定する一部施行日前区分掛金納付月数、同条第五号に規定する旧最高掛金月額、同条第八号に規定する計算月をいう。

（改正法附則第四条第六号の算定した額）

第二条　改正法附則第四条第六号に規定する従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる被共済者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　旧法契約の被共済者　次のイからハまでに掲げる掛金月額の区分（改正法附則第四条第三号に規定する掛金月額の区分をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イからハまでに定める額

イ　千二百円を超えない部分の掛金月額の区分　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額に同表の第四欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額

ロ　千二百円を超え、旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄（掛金月額の変更があった場合において、次の（1）又は（2）に掲げる場合に該当するときは、当該（1）又は（2）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄）に定める金額

(1)　旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、同月前の期間に係る掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

(2)　旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

ハ　旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

二　二年法契約の被共済者　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第五欄に定める金額

（改正法附則第四条第七号の規定によりその例によることとされる同条第六号の算定した額）

第三条　改正法附則第四条第七号の規定によりその例によることとされる同条第六号に規定する従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる被共済者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　旧法契約の被共済者　次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄（掛金月額の変更があった場合において、次の（1）又は（2）に掲げる場合に該当するときは、当該（1）又は（2）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄）に定める金額

(1)　旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同月前の期間に係る掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

(2)　旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

ロ　旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

二　二年法契約の被共済者　一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（改正法附則第七条第二号の算定した額）

第四条　改正法附則第七条第二号に規定する従前の算定方法により算定した額は、千二百円を超えない部分の掛金月額の区分にあっては、区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額に同表の第四欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額とする。

（改正法附則第七条第三号の算定した額）

第五条　第二条の規定は、改正法附則第七条第三号に規定する従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、第二条中「一部施行日前区分掛金納付月数」とあるのは、「区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

（過去勤務期間通算制度導入の際の特例申出に係る被共済者に対する改正法附則第九条の規定の適用）

第六条　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出に係る被共済者であって、当該申出をした日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものに対する改正法附則第九条（改正法附則第十三条第二号ハにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正法附則第九条中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出をした日」と、「掛金納付月数」とあるのは「、当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数」とする。

（第十条被共済者に係る改正法附則第七条の規定の適用）

第七条　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した第十条被共済者（改正法附則第十条に規定する第十条被共済者をいう。以下同じ。）に係る退職金の額（改正法附則第十条各号に掲げる額を除く。）又は施行日以後に解除された退職金共済契約の第十条被共済者に係る解約手当金の額（改正法附則第十三条第三号イ及びロに掲げる額を除く。）に係る改正法附則第七条又は改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する改正法附則第七条の規定の適用については、第十条被共済者は、二年法契約の被共済者とみなす。

（改正法附則第十条第二号の退職金の額）

第八条　改正法附則第十条第二号に規定する従前の算定方法により算定して得られる旧法契約に係る退職金の額は、次の各号に掲げる旧法契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　旧最高掛金月額を超える掛金の納付がなかった旧法契約　次のイ及びロにより計算して得た金額の合算額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

イ　千二百円を超えない部分の掛金月額の区分にあっては、区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額に同表の第四欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額

ロ　千二百円を超える部分の掛金月額の区分にあっては、区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄（掛金月額の変更があった場合において、次の（1）又は（2）に掲げる場合に該当するとき（掛金納付月数が二十三月以下である場合を除く。）は、当該（1）又は（2）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄）に定める金額

(1)　旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同月前の期間に係る掛金月額の最高額を

超える掛金月額が同月以後にあるとき。

当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

(2) 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

二 旧最高掛金月額を超える掛金の納付があった旧法契約　次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、前号の規定の例により計算して得た額

ロ 旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、次の(1)から(3)までに掲げる旧法契約に係る掛金納付月数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額

(1) 二十三月以下　区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第二欄に定める金額を合算して得た額

(2) 二十四月以上四十二月以下　百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

(3) 四十三月以上　次の(i)に定める額に次の(ii)に定める額を加算した額

(i) 区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額を合算して得た額

(ii) 旧法契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成四年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分に係る区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額を合算して得た額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号。以下「法」という。）第十条第三項の規定により労働大臣が定めた同条第二項第三号ロの支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

（改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する改正法附則第七条第三号の算定した額）

第九条 第三条の規定は、改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する改正法附則第七条第三号の規定による従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、第三条中「一部施行日前区分掛金納付月数」とあるのは、「区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

（労働省令への委任）

第十条 昭和五十五年十二月一日以後に効力を生じた旧法契約について同日前に効力を生じた旧法契約に係る掛金納付月数を法第十四条の規定により通算して施行日以後に支給することとなる退職金及び解約手当金の額を算定する場合における第二条（第五条において準用する場合を含む。）、第三条（前条において準用する場合を含む。）、第四条及び第八条の規定の適用に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（端数処理）

第十一条 改正法附則第七条（改正法附則第八条及び第九条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算定される退職金の額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

（過去勤務期間を通算した場合の退職金等に関する経過措置）

第十二条 施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、法第二十一条の四第一項に規定する被共済者であって同項第一号に規定する応当する日が施行日前の日であるものに対する同号（同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「第十条第二項」とあるのは、「第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」として同項」とする。

2 前項の被共済者に係る平成四年度から平成七年度までの各年度に係る法第十条第二項第三号ロの支給率は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る当該各年度に係る同条第二項第三号ロの支給率その他の事情を勘案して、労働大臣が施行日に定めるものとする。

附　則

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

別表（第二条―第四条、第八条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一月	○円	一〇〇円	○円	一〇〇円
二月	○円	二〇〇円	○円	二〇〇円
三月	○円	三〇〇円	○円	三〇〇円
四月	○円	四〇〇円	○円	四〇〇円
五月	○円	五〇〇円	○円	五〇〇円
六月	○円	六〇〇円	○円	六〇〇円
七月	○円	七〇〇円	○円	七〇〇円
八月	○円	八〇〇円	○円	八〇〇円
九月	○円	九〇〇円	○円	九〇〇円
一月	○円	一、〇〇〇円	○円	一、〇〇〇円
二月	三六〇円	一、二〇〇円	○円	一、二〇〇円
三月	四二〇円	一、三〇〇円	○円	一、三〇〇円
四月	四八〇円	一、四〇〇円	○円	一、四〇〇円
五月	五四〇円	一、五〇〇円	○円	一、五〇〇円
六月	六〇〇円	一、六〇〇円	○円	一、六〇〇円
七月	六七〇円	一、七〇〇円	○円	一、七〇〇円
八月	七四〇円	一、八〇〇円	○円	一、八〇〇円
九月	八二〇円	一、九〇〇円	○円	一、九〇〇円
一月	九〇〇円	二、〇〇〇円	○円	二、〇〇〇円
二月	九九〇円	二、一〇〇円	○円	二、一〇〇円
三月	一、〇八〇円	二、二〇〇円	○円	二、二〇〇円
四月	一、一七〇円	二、三〇〇円	○円	二、三〇〇円
五月	一、二六〇円	二、四〇〇円	○円	二、四〇〇円
六月	一、三五〇円	二、五〇〇円	○円	二、五〇〇円
七月	一、四四〇円	二、六〇〇円	○円	二、六〇〇円
八月	一、五三〇円	二、七〇〇円	○円	二、七〇〇円
九月	一、六二〇円	二、八〇〇円	○円	二、八〇〇円
一月	一、七一〇円	二、九〇〇円	○円	二、九〇〇円
二月	一、八〇〇円	三、〇〇〇円	○円	三、〇〇〇円
三月	一、八九〇円	三、一〇〇円	○円	三、一〇〇円
四月	一、九八〇円	三、二〇〇円	○円	三、二〇〇円
五月	二、〇七〇円	三、三〇〇円	○円	三、三〇〇円
六月	二、一六〇円	三、四〇〇円	○円	三、四〇〇円
七月	二、二五〇円	三、五〇〇円	○円	三、五〇〇円
八月	二、三四〇円	三、六〇〇円	○円	三、六〇〇円
九月	二、四四〇円	三、七〇〇円	○円	三、七〇〇円
一月	二、五五〇円	三、八〇〇円	○円	三、八〇〇円
二月	二、六六〇円	三、九〇〇円	○円	三、九〇〇円
三月	二、七七〇円	四、〇〇〇円	○円	四、〇〇〇円
四月	二、八八〇円	四、一〇〇円	○円	四、一〇〇円
五月	二、九九〇円	四、二〇〇円	○円	四、二〇〇円
六月	三、〇〇〇円	四、三〇〇円	○円	四、三〇〇円
七月	三、一〇〇円	四、四〇〇円	○円	四、四〇〇円
八月	三、二〇〇円	四、五〇〇円	○円	四、五〇〇円
九月	三、三〇〇円	四、六〇〇円	○円	四、六〇〇円
一月	三、四〇〇円	四、七〇〇円	○円	四、七〇〇円
二月	三、五〇〇円	四、八〇〇円	○円	四、八〇〇円
三月	三、六〇〇円	四、九〇〇円	○円	四、九〇〇円
四月	三、七〇〇円	五、〇〇〇円	○円	五、〇〇〇円
五月	三、八〇〇円	五、一〇〇円	○円	五、一〇〇円
六月	三、九〇〇円	五、二〇〇円	○円	五、二〇〇円
七月	四、〇〇〇円	五、三〇〇円	○円	五、三〇〇円
八月	四、一〇〇円	五、四〇〇円	○円	五、四〇〇円
九月	四、二〇〇円	五、五〇〇円	○円	五、五〇〇円
一月	四、三〇〇円	五、六〇〇円	○円	五、六〇〇円
二月	四、四〇〇円	五、七〇〇円	○円	五、七〇〇円
三月	四、五〇〇円	五、八〇〇円	○円	五、八〇〇円
四月	四、六〇〇円	五、九〇〇円	○円	五、九〇〇円

月	六六	月	六五	月	六四	月	六三	月	六二	月	六一	月	六〇	月	五九	月	五八	月	五七	月	五六	月	五五
〇円	七七、七七	〇円	七七、六三	〇円	七七、四九	〇円	七七、三五	〇円	七七、二一	〇円	七七、〇七	〇円	六六、九三	〇円	六六、七九	〇円	六六、六五	〇円	六六、五一	〇円	六六、三七	〇円	六六、二三
〇円	七七、六一	〇円	七七、四八	〇円	七七、三四	〇円	七七、二〇	〇円	七七、〇七	〇円	六六、九三	〇円	六六、七九	〇円	六六、六五	〇円	六六、五二	〇円	六六、三八	〇円	六六、二四	〇円	六六、一一
〇円	四七、九一	〇円	四七、八二	〇円	四七、七三	〇円	四七、六四	〇円	四七、五五	〇円	四七、四六	〇円	四七、三八	〇円	四七、二九	〇円	四七、二〇	〇円	四七、一一	〇円	四七、〇二	〇円	三七、九三
〇円	七七、六六	〇円	七七、五〇	〇円	七七、三四	〇円	七七、一八	〇円	七七、〇二	〇円	六六、八七	〇円	六六、七二	〇円	六六、五七	〇円	六六、四二	〇円	六六、二七	〇円	六六、一二	〇円	五六、九七

月	八八	月	八七	月	八六	月	八五	月	八四	月	八三	月	八二	月	八一	月	八〇	月	七九	月	七八	月	七七
五〇円	一一、五	〇円	七一一、三	〇円	九一一、一	〇円	一一、〇	〇円	三一〇、八	五〇円	一一〇、六	〇円	七一〇、四	〇円	九一〇、二	〇円	一一〇、一	〇円	〇九、九三	〇円	〇九、七五	〇円	〇九、五八
二〇円	一一、三	〇円	四一一、一	〇円	七一〇、九	〇円	九一〇、七	〇円	一一〇、六	〇円	四一〇、四	〇円	六一〇、二	〇円	八一〇、〇	〇円	九、九一	〇円	九、七三	〇円	九、五六	〇円	九、三九
〇円	七一、二九	〇円	七七、一八	〇円	七七、〇七	〇円	六六、九五	〇円	六六、八四	〇円	六六、七三	〇円	六六、六一	〇円	六六、五〇	〇円	六六、三九	〇円	六六、二七	〇円	六六、一六	〇円	六六、〇五
四〇円	一〇、八	〇円	九一〇、六	〇円	一〇、五	〇円	九一〇、三	〇円	一〇、二	〇円	九一〇、〇	〇円	九、九四	〇円	九、七九	〇円	九、六四	〇円	九、四九	〇円	九、三四	〇円	九、二〇

月	九一	月	九〇	月	九九	月	九八	月	九七	月	九六	月	九五	月	九四	月	九三	月	九二	月	九一	月	八九
〇月	一一	月	九一	月	九九	月	九八	月	九七	月	九六	月	九五	月	九四	月	九三	月	九二	月	九一	月	八九
九〇円	一六、〇	月	七一五、八	月	一一、七	月	一一、六	月	一一、五	月	一一、四	月	一一、三	月	一一、二	月	一一、一	月	一一、〇	月	一一、九	月	一一、七
七〇円	一五、七	月	五一五、五	月	一一、四	月	一一、三	月	一一、二	月	一一、一	月	一一、〇	月	一一、九	月	一一、八	月	一一、七	月	一一、六	月	〇〇、五
六〇円	一〇、一	月	二〇円、一	月	九、八八	月	九、七五	月	九、六六	月	九、五七	月	九、四八	月	八、三九	月	八、二〇	月	七、一一	月	七、〇二	月	七、四一
二〇円	一四、四	月	五〇円、二	月	一四、〇	月	一三、九	月	一三、八	月	一三、七	月	一三、六	月	一三、五	月	一三、四	月	一三、三	月	一三、二	月	一〇、一

二月	一三	一月	一三	〇月	一三	一月	一二	九月	一二	八月	一二	七月	一二	六月	一二	五月	一二	四月	一二	三月	一二	二月	一二
三〇円	二〇、九	一〇円	二〇、七	九〇円	二〇、四	七〇円	二〇、二	五〇円	二〇、〇	三〇円	一九、八	一〇円	一九、六	九〇円	一九、三	七〇円	一九、一	五〇円	一八、九	三〇円	一八、七	一〇円	一八、五
一〇円	二〇、五	〇〇円	二〇、三	八〇円	二〇、〇	六〇円	一九、八	五〇円	一九、六	三〇円	一九、四	一〇円	一九、二	九〇円	一九、〇	七〇円	一八、七	五〇円	一八、五	三〇円	一八、三	一〇円	一八、一
一〇円	二七、九	一〇円	二七、六	二〇円	二七、三	三〇円	二七、〇	三〇円	二六、七	四〇円	二六、四	五〇円	二六、一	五〇円	二五、八	六〇円	二五、五	七〇円	二五、二	七〇円	二四、九	八〇円	二四、六
五〇円	一八、三	六〇円	一八、一	八〇円	一七、九	〇〇円	一七、八	〇〇円	一七、六	四〇円	一七、四	六〇円	一七、一	八〇円	一六、九	〇〇円	一六、七	二〇円	一六、五	四〇円	一六、三	六〇円	一六、一

一三月	一四月	一五月	一六月	一七月	一八月	一九月	一〇月	一一月	一二月	二一月	二二月	二三月	二四月	二五月	二六月	二七月	二八月	二九月	三〇月	三一月	三二月	三三月	三四月
二一、六〇円	二一、九〇円	二一、二〇円	二一、五〇円	二一、八〇円	二二、一〇円	二二、四〇円	二二、七〇円	二三、〇〇円	二三、三〇円	二三、六〇円	二三、九〇円	二四、二〇円	二四、五〇円	二五、八〇円	二五、一〇円	二五、四〇円	二五、七〇円	二六、〇〇円	二六、三〇円	二六、六〇円	二六、九〇円	二七、二〇円	二七、五〇円
二〇、四〇円	二一、六〇円	二一、九〇円	二一、二〇円	二一、五〇円	二一、八〇円	二二、一〇円	二二、四〇円	二二、七〇円	二二、一〇円	二二、四〇円	二二、七〇円	二三、〇〇円	二三、三〇円	二三、六〇円	二三、九〇円	二四、二〇円	二四、五〇円	二四、八〇円	二五、一〇円	二五、四〇円	二五、七〇円	二五、〇〇円	二五、三〇円
二八、一〇円	二八、四〇円	二八、七〇円	二八、一〇円	二九、三〇円	二九、六〇円	二九、九〇円	二九、二〇円	三〇、五〇円	三〇、八〇円	三一、二〇円	三一、五〇円	三一、八〇円	三二、一〇円	三二、四〇円	三二、七〇円	三三、〇〇円	三三、三〇円	三三、六〇円	三三、九〇円	三四、二〇円	三四、五〇円	三四、八〇円	三五、一〇円
一八、四〇円	一八、七〇円	一八、一〇円	一九、三〇円	一九、六〇円	一九、九〇円	一九、二〇円	一九、五〇円	二〇、八〇円	二〇、一〇円	二〇、四〇円	二〇、七〇円	二〇、〇〇円	二〇、三〇円	二〇、六〇円	二〇、九〇円	二一、二〇円	二一、五〇円	二一、八〇円	二二、一〇円	二二、四〇円	二二、七〇円	二二、〇〇円	二二、三〇円

一五月	一六月	一七月	一八月	一九月	一〇月	一一月	一二月	一三月	一四月	一五月	一六月	一七月	一八月	一九月	二〇月	二一月	二二月	二三月	二四月	二五月	二六月	二七月	二八月
二六、四〇円	二六、七〇円	二七、〇〇円	二七、三〇円	二七、六〇円	二七、九〇円	二八、二〇円	二八、五〇円	二八、八〇円	二八、一〇円	二八、四〇円	二八、七〇円	二九、〇〇円	二九、三〇円	二九、六〇円	二九、九〇円	三〇、二〇円	三〇、五〇円	三〇、八〇円	三一、一〇円	三一、四〇円	三一、七〇円	三二、〇〇円	三二、三〇円
二五、九〇円	二六、四〇円	二六、七〇円	二七、一〇円	二七、三〇円	二七、六〇円	二七、九〇円	二八、二〇円	二八、五〇円	二八、八〇円	二九、一〇円	二九、四〇円	二九、七〇円	三〇、〇〇円	三〇、三〇円	三〇、六〇円	三〇、九〇円	三一、二〇円	三一、五〇円	三一、八〇円	三二、一〇円	三二、四〇円	三二、七〇円	三三、〇〇円
三五、二〇円	三五、五〇円	三五、八〇円	三六、一〇円	三六、四〇円	三六、七〇円	三六、〇〇円	三七、三〇円	三七、六〇円	三七、九〇円	三八、二〇円	三八、五〇円	三八、八〇円	三九、一〇円	三九、四〇円	三九、七〇円	四〇、〇〇円	四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円
二二、五〇円	二二、八〇円	二三、一〇円	二三、四〇円	二三、七〇円	二四、〇〇円	二四、三〇円	二四、六〇円	二四、九〇円	二五、二〇円	二五、五〇円	二五、八〇円	二六、一〇円	二六、四〇円	二六、七〇円	二七、〇〇円	二七、三〇円	二七、六〇円	二七、九〇円	二八、二〇円	二八、五〇円	二八、八〇円	二九、一〇円	二九、四〇円

一七月	一八月	一九月	一〇月	一一月	一二月	一三月	一四月	一五月	一六月	一七月	一八月	一九月	二〇月	二一月	二二月	二三月	二四月	二五月	二六月	二七月	二八月	二九月	三〇月
三二、六〇円	三二、九〇円	三三、二〇円	三三、五〇円	三三、八〇円	三三、一〇円	三三、四〇円	三三、七〇円	三三、〇〇円	三三、三〇円	三三、六〇円	三三、九〇円	三四、二〇円	三四、五〇円	三四、八〇円	三五、一〇円	三五、四〇円	三五、七〇円	三五、〇〇円	三五、三〇円	三五、六〇円	三五、九〇円	三六、二〇円	三六、五〇円
三一、八〇円	三二、一〇円	三二、四〇円	三二、七〇円	三三、〇〇円	三三、三〇円	三三、六〇円	三三、九〇円	三四、二〇円	三四、五〇円	三四、八〇円	三五、一〇円	三五、四〇円	三五、七〇円	三五、〇〇円	三五、三〇円	三五、六〇円	三五、九〇円	三六、二〇円	三六、五〇円	三六、八〇円	三七、一〇円	三七、四〇円	三七、七〇円
四三、五〇円	四三、八〇円	四四、一〇円	四四、四〇円	四四、七〇円	四四、〇〇円	四四、三〇円	四四、六〇円	四四、九〇円	四五、二〇円	四五、五〇円	四五、八〇円	四六、一〇円	四六、四〇円	四六、七〇円	四七、〇〇円	四七、三〇円	四七、六〇円	四七、九〇円	四八、二〇円	四八、五〇円	四八、八〇円	四九、一〇円	四九、四〇円
二七、一〇円	二七、四〇円	二七、七〇円	二八、〇〇円	二八、三〇円	二八、六〇円	二八、九〇円	二九、二〇円	二九、五〇円	二九、八〇円	三〇、一〇円	三〇、四〇円	三〇、七〇円	三一、〇〇円	三一、三〇円	三一、六〇円	三一、九〇円	三二、二〇円	三二、五〇円	三二、八〇円	三三、一〇円	三三、四〇円	三三、七〇円	三四、〇〇円

一七月	一八月	一九月	一〇月	一一月	一二月	一三月	一四月	一五月	一六月	一七月	一八月	一九月	二〇月	二一月	二二月	二三月	二四月	二五月	二六月	二七月	二八月	二九月	三〇月
三二、六〇円	三二、九〇円	三三、二〇円	三三、五〇円	三三、八〇円	三三、一〇円	三三、四〇円	三三、七〇円	三三、〇〇円	三三、三〇円	三三、六〇円	三三、九〇円	三四、二〇円	三四、五〇円	三四、八〇円	三五、一〇円	三五、四〇円	三五、七〇円	三五、〇〇円	三五、三〇円	三五、六〇円	三五、九〇円	三六、二〇円	三六、五〇円
三一、八〇円	三二、一〇円	三二、四〇円	三二、七〇円	三三、〇〇円	三三、三〇円	三三、六〇円	三三、九〇円	三四、二〇円	三四、五〇円	三四、八〇円	三五、一〇円	三五、四〇円	三五、七〇円	三五、〇〇円	三五、三〇円	三五、六〇円	三五、九〇円	三六、二〇円	三六、五〇円	三六、八〇円	三七、一〇円	三七、四〇円	三七、七〇円
四三、五〇円	四三、八〇円	四四、一〇円	四四、四〇円	四四、七〇円	四四、〇〇円	四四、三〇円	四四、六〇円	四四、九〇円	四五、二〇円	四五、五〇円	四五、八〇円	四六、一〇円	四六、四〇円	四六、七〇円	四七、〇〇円	四七、三〇円	四七、六〇円	四七、九〇円	四八、二〇円	四八、五〇円	四八、八〇円	四九、一〇円	四九、四〇円
二七、一〇円	二七、四〇円	二七、七〇円	二八、〇〇円	二八、三〇円	二八、六〇円	二八、九〇円	二九、二〇円	二九、五〇円	二九、八〇円	三〇、一〇円	三〇、四〇円	三〇、七〇円	三一、〇〇円	三一、三〇円	三一、六〇円	三一、九〇円	三二、二〇円	三二、五〇円	三二、八〇円	三三、一〇円	三三、四〇円	三三、七〇円	三四、〇〇円

一九月	二〇月	二一月	二二月	二三月	二四月	二五月	二六月	二七月	二八月	二九月	三〇月	三一月	三二月	三三月	三四月	三五月	三六月	三七月	三八月	三九月	四〇月	四一月	四二月
三九、六〇円	三九、九〇円	四〇、二〇円	四〇、五〇円	四〇、八〇円	四一、一〇円	四一、四〇円	四一、七〇円	四二、〇〇円	四二、三〇円	四二、六〇円	四二、九〇円	四三、二〇円	四三、五〇円	四三、八〇円	四四、一〇円	四四、四〇円	四四、七〇円	四四、〇〇円	四四、三〇円	四四、六〇円	四四、九〇円	四五、二〇円	四五、五〇円
三九、二〇円	三九、五〇円	三九、八〇円	四〇、一〇円	四〇、四〇円	四〇、七〇円	四〇、〇〇円	四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円
四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円	四五、四〇円	四五、七〇円	四五、〇〇円	四五、三〇円	四五、六〇円	四五、九〇円	四六、二〇円
三八、二〇円	三八、五〇円	三八、八〇円	三九、一〇円	三九、四〇円	三九、七〇円	三九、〇〇円	四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円
三八、二〇円	三八、五〇円	三八、八〇円	三九、一〇円	三九、四〇円	三九、七〇円	四〇、〇〇円	四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円

一九月	二〇月	二一月	二二月	二三月	二四月	二五月	二六月	二七月	二八月	二九月	三〇月	三一月	三二月	三三月	三四月	三五月	三六月	三七月	三八月	三九月	四〇月	四一月	四二月
三九、六〇円	三九、九〇円	四〇、二〇円	四〇、五〇円	四〇、八〇円	四一、一〇円	四一、四〇円	四一、七〇円	四二、〇〇円	四二、三〇円	四二、六〇円	四二、九〇円	四三、二〇円	四三、五〇円	四三、八〇円	四四、一〇円	四四、四〇円	四四、七〇円	四四、〇〇円	四四、三〇円	四四、六〇円	四四、九〇円	四五、二〇円	四五、五〇円
三九、二〇円	三九、五〇円	三九、八〇円	四〇、一〇円	四〇、四〇円	四〇、七〇円	四〇、〇〇円	四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円
四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円	四五、四〇円	四五、七〇円	四五、〇〇円	四五、三〇円	四五、六〇円	四五、九〇円	四六、二〇円
三八、二〇円	三八、五〇円	三八、八〇円	三九、一〇円	三九、四〇円	三九、七〇円	四〇、〇〇円	四〇、三〇円	四〇、六〇円	四〇、九〇円	四一、二〇円	四一、五〇円	四一、八〇円	四二、一〇円	四二、四〇円	四二、七〇円	四三、〇〇円	四三、三〇円	四三、六〇円	四三、九〇円	四四、二〇円	四四、五〇円	四四、八〇円	四五、一〇円

二月	二月	一月	二月	〇月	二月	九月	二月	八月	二月	七月	二月	六月	二月	五月	二月	四月	二月	三月	二月	二月	二月	一月	二月
四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二
五三、六〇円	五三、二〇円	五二、〇〇円	五二、九〇円	五二、五〇円	五二、一〇円	五二、三〇円	五二、一〇円	五二、六〇円	五二、一〇円	五一、九〇円	五一、七〇円	五一、五〇円	五一、三〇円	五一、一〇円	五〇、七〇円	五〇、五〇円	五〇、三〇円	四九、一〇円	四九、八〇円	四八、六〇円	四八、四〇円	四七、二〇円	四七、〇〇円
五二、九〇円	五二、七〇円	五一、五〇円	五一、三〇円	五一、一〇円	五一、八〇円	五一、六〇円	五一、四〇円	五一、二〇円	五一、〇〇円	五〇、九〇円	五〇、七〇円	五〇、五〇円	五〇、三〇円	五〇、一〇円	四九、九〇円	四九、七〇円	四九、五〇円	四九、三〇円	四九、一〇円	四八、九〇円	四八、七〇円	四八、五〇円	四八、三〇円
七一、五〇円	七一、三〇円	七〇、一〇円	七〇、八〇円	六九、六〇円	六九、四〇円	六九、二〇円	六九、〇〇円	六八、八〇円	六八、六〇円	六八、四〇円	六八、二〇円	六八、〇〇円	六七、八〇円	六七、六〇円	六七、四〇円	六七、二〇円	六七、〇〇円	六六、八〇円	六六、六〇円	六六、四〇円	六六、二〇円	六六、〇〇円	六五、八〇円
四四、三〇円	四四、一〇円	四三、九〇円	四三、七〇円	四三、五〇円	四三、三〇円	四三、一〇円	四三、〇〇円	四二、八〇円	四二、六〇円	四二、四〇円	四二、二〇円	四二、〇〇円	四一、八〇円	四一、六〇円	四一、四〇円	四一、二〇円	四一、〇〇円	四〇、八〇円	四〇、六〇円	四〇、四〇円	四〇、二〇円	四〇、〇〇円	三九、八〇円
二月	二月	一月	二月	〇月	二月	九月	二月	八月	二月	七月	二月	六月	二月	五月	二月	四月	二月	三月	二月	二月	二月	一月	二月
四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二
五三、六〇円	五三、二〇円	五二、〇〇円	五二、九〇円	五二、五〇円	五二、一〇円	五二、三〇円	五二、一〇円	五二、六〇円	五一、二〇円	五一、七〇円	五一、五〇円	五一、三〇円	五一、一〇円	五〇、七〇円	五〇、五〇円	五〇、三〇円	五〇、一〇円	四九、七〇円	四九、五〇円	四八、三〇円	四八、一〇円	四七、七〇円	四七、五〇円
五二、九〇円	五二、七〇円	五一、五〇円	五一、三〇円	五一、一〇円	五一、八〇円	五一、六〇円	五一、四〇円	五一、二〇円	五一、〇〇円	五〇、九〇円	五〇、七〇円	五〇、五〇円	五〇、三〇円	五〇、一〇円	四九、九〇円	四九、七〇円	四九、五〇円	四九、三〇円	四九、一〇円	四八、九〇円	四八、七〇円	四八、五〇円	四八、三〇円
七一、五〇円	七一、三〇円	七〇、一〇円	七〇、八〇円	六九、六〇円	六九、四〇円	六九、二〇円	六九、〇〇円	六八、八〇円	六八、六〇円	六八、四〇円	六八、二〇円	六八、〇〇円	六七、八〇円	六七、六〇円	六七、四〇円	六七、二〇円	六七、〇〇円	六六、八〇円	六六、六〇円	六六、四〇円	六六、二〇円	六六、〇〇円	六五、八〇円
四四、三〇円	四四、一〇円	四三、九〇円	四三、七〇円	四三、五〇円	四三、三〇円	四三、一〇円	四三、〇〇円	四二、八〇円	四二、六〇円	四二、四〇円	四二、二〇円	四二、〇〇円	四一、八〇円	四一、六〇円	四一、四〇円	四一、二〇円	四一、〇〇円	四〇、八〇円	四〇、六〇円	四〇、四〇円	四〇、二〇円	四〇、〇〇円	三九、八〇円
二月	二月	一月	二月	〇月	二月	九月	二月	八月	二月	七月	二月	六月	二月	五月	二月	四月	二月	三月	二月	二月	二月	一月	二月
四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二
五四、〇〇円	五四、二〇円	五四、四〇円	五四、六〇円	五四、八〇円	五四、一〇〇円	五五、一二〇円	五五、一四〇円	五五、一六〇円	五五、一八〇円	五六、二〇〇円	五六、二二〇円	五六、二四〇円	五六、二六〇円	五七、二八〇円	五七、三〇〇円	五七、三二〇円	五七、三四〇円	五八、三六〇円	五八、三八〇円	五八、四〇〇円	五八、四二〇円	五九、四四〇円	五九、四六〇円
五二、九〇円	五二、七〇円	五二、五〇円	五二、三〇円	五二、一〇円	五二、八〇円	五二、六〇円	五二、四〇円	五二、二〇円	五二、〇〇円	五一、九〇円	五一、七〇円	五一、五〇円	五一、三〇円	五一、一〇円	五〇、九〇円	五〇、七〇円	五〇

| | | |

三九	七月	一四〇、	七九〇円
三九	八月	一四一、	五九〇円
三九	九月	一四二、	四〇〇円
四〇	〇月	一四三、	二一〇円
四〇	一月	一四四、	〇二〇円
四〇	二月	一四四、	八四〇円
四〇	三月	一四五、	六六〇円
四〇	四月	一四六、	四九〇円
四〇	五月	一四七、	三二〇円
四〇	六月	一四八、	一五〇円
四〇	七月	一四八、	九九〇円
四〇	八月	一四九、	八三〇円
四〇	九月	一五〇、	六八〇円
四一	〇月	一五一、	五三〇円
四一	一月	一五二、	三八〇円
四一	二月	一五三、	二四〇円
四一	三月	一五四、	一〇〇円
四一	四月	一五四、	九七〇円
四一	五月	一五五、	八四〇円
四一	六月	一五六、	七二〇円
四一	七月	一五七、	六〇〇円
四一	八月	一五八、	四八〇円

一三七、	九七〇円	一八七、	七二〇円
一三八、	七六〇円	一八八、	七九〇円
一三九、	五五〇円	一八九、	八七〇円
一四〇、	三五〇円	一九〇、	九五〇円
一四一、	一四〇円	一九二、	〇三〇円
一四一、	九四〇円	一九三、	一二〇円
一四二、	七五〇円	一九四、	二一〇円
一四三、	五六〇円	一九五、	三二〇円
一四四、	三七〇円	一九六、	四三〇円
一四五、	一九〇円	一九七、	五三〇円
一四六、	〇一〇円	一九八、	六五〇円
一四七、	九九〇円	一九九、	七七〇円
一四八、	八三〇円	二〇〇、	九一〇円
一四九、	六八〇円	二〇一、	三〇〇円
一五〇、	五四〇円	二〇二、	五六〇円
一五一、	三一〇円	二〇三、	一七〇円
一五二、	一八〇円	二〇四、	三三〇円
一五三、	〇五〇円	二〇五、	五〇〇円
一五四、	九二〇円	二〇六、	六七〇円
一五五、	七四〇円	二〇七、	八四〇円
一五六、	五六〇円	二〇八、	一〇一〇円
一五七、	三八〇円	二〇九、	二七〇円
一五八、	一五〇円	二一〇、	四五〇円
一五九、	〇二〇円	二一一、	六三〇円

一一一、	〇二〇円	二一二、	一三〇円
一一二、	二〇〇円	二一三、	二一〇円
一一三、	四〇〇円	二一四、	三一〇円
一一四、	六一〇円	二一五、	四一〇円
一一五、	八三〇円	二一六、	五一〇円
一一六、	四四〇円	二一七、	六一〇円
一一七、	〇六〇円	二一八、	七一〇円
一一八、	六八〇円	二一九、	八一〇円
一一九、	三〇〇円	二二〇、	九一〇円
一二〇、	〇〇〇円	二二一、	一二〇円
一二一、	九二〇円	二二二、	二二〇円
一二二、	八四〇円	二二三、	三二〇円
一二三、	七六〇円	二二四、	四二〇円
一二四、	六八〇円	二二五、	五二〇円
一二五、	五九〇円	二二六、	六二〇円
一二六、	四九〇円	二二七、	七二〇円
一二七、	三九〇円	二二八、	八二〇円
一二八、	二八〇円	二二九、	九二〇円
一二九、	一七〇円	二三〇、	一三〇円
一三〇、	〇六〇円	二三一、	二三〇円
一三一、	九五〇円	二三二、	三三〇円
一三二、	八四〇円	二三三、	四三〇円
一三三、	七三〇円	二三四、	五三〇円
一三四、	六二〇円	二三五、	六三〇円
一三五、	五一〇円	二三六、	七三〇円
一三六、	四〇〇円	二三七、	八三〇円
一三七、	三〇〇円	二三八、	九三〇円
一三八、	二〇〇円	二三九、	一三〇円
一三九、	一〇〇円	二四〇、	二三〇円
一四〇、	〇二〇円	二四一、	三三〇円
一四一、	九四〇円	二四二、	四三〇円
一四二、	八六〇円	二四三、	五三〇円
一四三、	七七〇円	二四四、	六三〇円
一四四、	六八〇円	二四五、	七三〇円
一四五、	五九〇円	二四六、	八三〇円
一四六、	四九〇円	二四七、	九三〇円
一四七、	三九〇円	二四八、	一四〇円
一四八、	二八〇円	二四九、	二四〇円
一四九、	一七〇円	二五〇、	三四〇円
一五〇、	〇六〇円	二五一、	四四〇円
一五一、	九五〇円	二五二、	五四〇円
一五二、	八四〇円	二五三、	六四〇円
一五三、	七三〇円	二五四、	七四〇円
一五四、	六二〇円	二五五、	八四〇円
一五五、	五一〇円	二五六、	九四〇円
一五六、	四〇〇円	二五七、	一五〇円
一五七、	三〇〇円	二五八、	二五〇円
一五八、	二〇〇円	二五九、	三五〇円
一五九、	一〇〇円	二六〇、	四五〇円

四一	九月	一五九、	三七〇円
四一	〇月	一五九、	一八〇円
四一	一月	一六〇、	二六〇円
四一	二月	一六一、	一六〇円
四二	三月	一六二、	〇六〇円
四二	四月	一六三、	八八〇円
四二	五月	一六四、	九七〇円
四二	六月	一六五、	八八〇円
四二	七月	一六六、	七九〇円
四二	八月	一六七、	六八〇円
四二	九月	一六八、	五九〇円
四三	〇月	一六九、	四九〇円
四三	一月	一七〇、	三七〇円
四三	二月	一七一、	二六〇円
四三	三月	一七二、	一六〇円
四三	四月	一七三、	二二〇円
四三	五月	一七四、	一八〇円
四三	六月	一七五、	一五〇円
四三	七月	一七六、	一二〇円
四三	八月	一七七、	〇九〇円
四三	九月	一七八、	〇七〇円
四四	〇月	一七九、	〇五〇円
四四	一月	一八〇、	〇四〇円
四四	二月	一八一、	〇三〇円
四四	三月	一八二、	〇三〇円
四四	四月	一八三、	〇三〇円
四四	五月	一八四、	〇四〇円
四四	六月	一八五、	〇五〇円
四四	七月	一八六、	〇七〇円
四四	八月	一八七、	〇九〇円
四四	九月	一八八、	一二〇円
四五	〇月	一八九、	一五〇円
四五	一月	一九〇、	一九〇円
四五	二月	一九一、	二三〇円
四五	三月	一九二、	二八〇円
四五	四月	一九三、	三三〇円
四五	五月	一九四、	三九〇円
四五	六月	一九五、	四五〇円
四五	七月	一九六、	五二〇円
四五	八月	一九七、	五九〇円
四五	九月	一九八、	六七〇円
四六	〇月	一九九、	七五〇円
四六	一月	二〇〇、	八二〇円
四六	二月	二〇一、	九二〇円
四六	三月	二〇二、	一〇二〇円
四六	四月	二〇三、	一一二〇円
四六	五月	二〇四、	一二二〇円
四六	六月	二〇五、	一三二〇円
四六	七月	二〇六、	一四二〇円
四六	八月	二〇七、	一五二〇円
四六	九月	二〇八、	一六二〇円
四七	〇月	二〇九、	一七二〇円
四七	一月	二一〇、	一八二〇円
四七	二月	二一一、	一九二〇円
四七	三月	二一二、	二〇二〇円
四七	四月	二一三、	二一二〇円
四七	五月	二一四、	二二二〇円
四七	六月	二一五、	二三二〇円
四七	七月	二一六、	二四二〇円
四七	八月	二一七、	二五二〇円
四七	九月	二一八、	二六二〇円
四八	〇月	二一九、	二七二〇円
四八	一月	二二〇、	二八二〇円
四八	二月	二二一、	二九二〇円
四八	三月	二二二、	三〇二〇円
四八	四月	二二三、	三一二〇円

一五九、	三七〇円	一五九、	九月
一六〇、	二六〇円	一六〇、	〇月
一六一、	一六〇円	一六一、	一月
一六二、	〇六〇円	一六二、	二月
一六三、	八八〇円	一六三、	三月
一六四、	九七〇円	一六四、	四月
一六五、	八八〇円	一六五、	五月
一六六、	七九〇円	一六六、	六月
一六七、	六八〇円	一六七、	七月
一六八、	五九〇円	一六八、	八月
一六九、	四九〇円	一六九、	九月
一七〇、	三七〇円	一七〇、	〇月
一七一、	二六〇円	一七一、	一月
一七二、	一六〇円	一七二、	二月
一七三、	〇五〇円	一七三、	三月
一七四、	九四〇円	一七四、	四月
一七五、	八四〇円	一七五、	五月
一七六、	七四〇円	一七六、	六月
一七七、	六四〇円	一七七、	七月
一七八、	五四〇円	一七八、	八月
一七九、	四四〇円	一七九、	九月
一八〇、	三四〇円	一八〇、	〇月
一八一、	二四〇円	一八一、	一月
一八二、	一四〇円	一八二、	二月
一八三、	〇四〇円	一八三、	三月
一八四、	〇四〇円	一八四、	四月
一八五、	〇五〇円	一八五、	五月
一八六、	〇六〇円	一八六、	六月
一八七、	〇七〇円	一八七、	七月
一八八、	〇八〇円	一八八、	八月
一八九、	〇九〇円	一八九、	九月
一九〇、	一〇〇円	一九〇、	〇月
一九一、	一二〇円	一九一、	一月
一九二、	一四〇円	一九二、	二月
一九三、	一六〇円	一九三、	三月
一九四、	一八〇円	一九四、	四月
一九五、	二〇〇円	一九五、	五月
一九六、	二二〇円	一九六、	六月
一九七、	二四〇円	一九七、	七月
一九八、	二六〇円	一九八、	八月
一九九、	二八〇円	一九九、	九月
二〇〇、	三〇〇円	二〇〇、	〇月
二〇一、	三二〇円	二〇一、	一月
二〇二、	三四〇円	二〇二、	二月
二〇三、	三六〇円	二〇三、	三月
二〇四、	三八〇円	二〇四、	四月
二〇五、	四〇〇円	二〇五、	五月
二〇六、	四二〇円	二〇六、	六月
二〇七、	四四〇円	二〇七、	七月
二〇八、	四六〇円	二〇八、	八月
二〇九、	四八〇円	二〇九、	九月
二一〇、	五〇〇円	二一〇、	〇月
二一一、	五二〇円	二一一、	一月
二一二、	五四〇円	二一二、	二月
二一三、	五六〇円	二一三、	三月
二一四、	五八〇円	二一四、	四月
二一五、	六〇〇円	二一五、	五月
二一六、	六二〇円	二一六、	六月
二一七、	六四〇円	二一七、	七月
二一八、	六六〇円	二一八、	八月
二一九、	六八〇円	二一九、	九月
二二〇、	七〇〇円	二二〇、	〇月
二二一、	七二〇円	二二一、	一月
二二二、	七四〇円	二二二、	二月
二二三、	七六〇円	二二三、	三月

| | | |